

情報ひろば

自動車税減免申請の 出張窓口開設

県では、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方で、障がい等級や自動車の所有者等が一定の要件を満たす場合には、障がいをお持ちの方のために使用する自動車に係る自動車税および自動車取得税を減免する制度を設けています。次の日程で出張受付窓口を設置しますので、ご利用ください（軽自動車は除く）。自動車税減免の対象者については、問合先にご確認ください。

▼受付日時 2月18日(火)・3月18日(火)午前10時～正午 / 午後1時～4時 ▼会場 市役所第2会議室 ▼必要書類等 障がい者手帳、運転者の免許証、納税義務者の印鑑、車検証

▼問合先 土浦県税事務所 収税第三課 ☎029・8

22・7230 HP <http://www.prefibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu/zeimu.html>

市役所社会福祉課 内線167



守谷市精神障がい者集団生活訓練事業(デイケア)

生活技能を身につけ、仲間をつくったり、生活リズムを整えましょう!

▼日時 月2回 午前9時30分～11時30分 (詳細は問合先までお問い合わせください)

▼場所 保健センター

▼対象 次の①～③全てに該当する方 ①市内在住の方 ②回復途上であり、統合失調症で通院中の方 ③デイケア利用について主治医の了解を得られる方 ▼内容 料理・手芸・スポーツなど

▼費用 無料(材料費等は

自己負担) ▼申込方法 電話で申し込む(内容や手続きについての説明・見学の後、書類の提出や面接を行う)

▼申込・問合先 保健センター ☎48・6000

2月1日施行 守谷市屋外広告物条例

平成25年9月に守谷市屋外広告物条例を制定しました。これまでは、屋外広告物の設置について、茨城県屋外広告物条例の基準に適合する必要がありました。が、平成26年2月1日以降は、市条例の基準にも適合する必要があります。

県条例の基準に適合していても、2月1日以降は市条例により不適合となる場合があります。詳細は問合先にご確認ください。申請手続きをお願いいたします。

県条例と市条例の主な違い

- 市街化調整区域
 - 第2種許可地域(県条例) ↓
 - 第2種禁止地域(市条例)
 - 屋外広告物特別規制地区(新たに設定)
- 景観を保全する地区として、守谷駅周辺商業A地区

を屋外広告物特別規制地区として指定(自家広告物であることや、色相に合わせた彩度の制限、大きさなど、市全域よりも厳しい規制)

○許可不要で表示できる自家広告物

- 第1種・2種禁止地域・禁止物件5㎡以下 / 許可地域10㎡以下(県条例) ↓ 第2種禁止地域・許可地域10㎡以下 / 第1種禁止地域・禁止物件5㎡以下 / 特別規制地区2㎡以下(市条例)
- 案内誘導広告板の基準(新基準)

- 市街化調整区域を禁止地域に指定したため、必要最小限の案内広告板については、市内の主要な幹線道路のうち、市街化調整区域でも設置できる区間を指定
- 広告塔の高さ
- 最大15m以下 ↓ 10m以下
- 広告板の高さ
- 最大15m以下 ↓ 6m以下
- 映像等表示広告の面積(新基準)
- 全域5㎡以下、特別規制地区は2㎡以下

▼申請・問合先 市役所都市計画課まちづくりG 内線 242・243



合気道

少年・一般部共に募集
「つくば合気道会」
で検索!

つくば合気道会

守谷中学校、他で稽古しています
事務局 守谷市松並 1389-36
TEL090-4945-2886
代表 鈴木雄大
☑随時受付! info@hhc.jp

職人の技術で 安く早くきれいに
車の钣金 塗装 車検 代車無料サービス
お気軽にご相談下さい

ソメヤバンキン

(有)染谷钣金工業所

守谷市本町 716
TEL:48-0274 FAX:48-0825

